

令和4年度(令和3年分)町県民税(国民健康保険税)申告のご案内

町県民税申告は、前年中の所得金や所得控除額などの申告を行うことにより、来年度の町県民税を算出し、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを算出する基礎にもなります。また、年金の手続きや保育所等の入所、児童手当・児童扶養手当などの福祉の申請などの手続きに必要とされる所得証明にも利用されます。申告の必要のある人は、早めに準備をしておいてください。

なお、申告受付相談会の日程については来月の広報にてお知らせします。

町県民税申告が必要である人

令和4年1月1日時点で南関町に住所があり、下の①から⑧までのいずれかにあてはまる人。

- ①営業・農業などの事業や不動産の収入があった人
- ②配当・譲渡(株式や資産の売買)の収入があった人
- ③令和3年の途中で退職した後、就職しなかった人
- ④医療費控除などの所得控除を受けようとする人
- ⑤年末調整を受けた給与所得者で、年末調整を受けた給与以外の収入があった人
- ⑥公的年金受給者で、その年金以外の収入があった人
- ⑦住宅を借入金(ローン)で新築または増改築した人
- ⑧収入(所得)の額の多少にかかわらず、次の行政サービスの利用や給付などの対象になる人
 - 国民健康保険税・介護保険料や後期高齢者医療の低所得者に対する軽減を受ける人
 - 国民年金の免除・保育所等の入所・児童手当・児童扶養手当などの手続きをする人

町県民税申告が必要でない人

- 所得税の確定申告書を税務署へ提出する人
- 給与所得者で給与以外に収入がなく、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人
- 公的年金所得者で公的年金以外に収入がなく、年金保険者から役場へ公的年金支払い報告者が提出されている人
- これらの報告書に記載してある控除以外の控除(医療費控除など)を追加しない人

申告書等に個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認が必要です

町県民税申告書の提出時の番号法に基づく本人確認のため、以下の個人番号確認書類と本人確認書類を必ずお持ちください。

◎本人が申告書を提出する場合

- ①個人番号確認書類:マイナンバーカード・通知カード・個人番号記載の住民票の写し
- ②本人確認書類:次のいずれかで、顔写真のないものは2点以上
 - ※いずれも本人の「氏名・生年月日」もしくは「氏名・住所」が記載されたもの
 - 運転免許証・旅券(パスポート)・身体障害者手帳・社員証・資格証明書(税理士証票など)・戸籍謄本、住民票の写し、印鑑登録証明書など公的機関が発行した書類

◎代理人が申告書を提出する場合

- ①申告者本人の個人番号確認書類:マイナンバーカード・通知カード・個人番号記載の住民票の写し
- ②代理人の本人確認書類:上記の「本人が申告書を提出する場合」の「②本人確認書類」と同様
- ③代理人の確認書類:次のいずれか1点
 - 委任状または税務代理権限証書の原本
 - 本人しか持ちえない書類(マイナンバーカード・通知カード・運転免許証など本人に対して1回限り発行されるような書類)の写し

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

e-Taxはスマートフォンやパソコンを利用して、24時間いつでも自宅でも都合の良いときに確定申告を行うことができるため、申告会場に来る必要がなくなり待ち時間もいないため3密の回避にもなります。

また、マイナンバーカードを持っていると、より便利にe-Taxで確定申告を行うことができます。マイナンバーカードの取得には、申請してから1か月程度の時間を要しますので、お持ちでない方は早めに申請をしてください。



申告書の作成・送信は国税庁のホームページから

確定申告書等作成コーナーなら自宅ですべて申告

書き方や計算が分からない…



自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算

入力がめんどう…



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

会社が休めない…



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax!



令和3年分(令和4年1月以降)からはさらに便利に!

ICカードリーダーライター無しでe-Tax!

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、

ICカードリーダーライターがなくてもOK

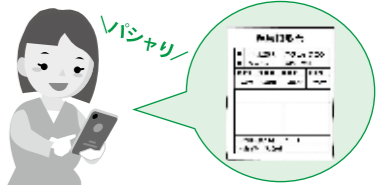
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます!

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、いずれにも対応。



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます!



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲(NEW)は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- ▶ 給与所得
- ▶ 雑所得
- ▶ 一時所得
- ▶ 特定口座年間取引報告書 (NEW) (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- ▶ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分) (NEW)

【各種控除等】

- ▶ すべての所得控除
- ▶ 政党等寄附金特別控除
- ▶ 災害減免額
- ▶ 外国税額控除 (NEW)
- ▶ 予定納税額
- ▶ 本年分で差し引く繰越損失額

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549